

議員提出議案第7号

尖閣諸島周辺の我が国排他的経済水域内に中国により設置された  
ブイの即時撤去を求める意見書

このことについて、石垣市議会会議規則第14条第1項の規定により提出いたします。

令和6年3月18日

提出者 長山家康  
賛成者 仲間均  
〃 東内原とも子  
〃 友寄永三  
〃 石川勇作  
〃 伊良部和摩  
〃 登野城このみ  
〃 高良宗矩

石垣市議会

議長 我喜屋 隆次 殿

理 由

日本政府に対し尖閣諸島周辺 EEZ 内に中国が設置したブイを即時撤去し、我が国の領土領海を守る断固たる姿勢を示すことを求めるため。

## 尖閣諸島周辺の我が国排他的経済水域内に中国により設置された ブイの即時撤去を求める意見書

昨年（令和5年）7月に海上保安庁により尖閣諸島周辺の日本の排他的経済水域（以下：EEZ）内に中華人民共和国（以下：中国）により設置されたブイが確認された。その後、付近を航行する船舶の安全を確保するため航行警報が発出された。

同年9月19日の松野内閣官房長官の記者会見において、「排他的経済水域でわが国の同意なく構築物を設置することは、国連海洋法条約の関連規定に反する。」として外交ルートを通じて中国政府に対し抗議し、即時撤去を求めたことを明らかにし、さらには11月の習近平国家主席との首脳会談にて即時撤去を求めたが、中国はこれまで応じていない。

加えて本年1月には森屋宏内閣官房副長官の記者会見にて海上保安庁により尖閣諸島の北約170キロの日本のEEZで、新たなブイが漂流しているのを確認したことが明らかにされた。海上保安庁は発見当日に航行警報を発出した。

これまで中国は平成25年（2013年）、平成28年（2016年）、平成30年（2018年）にもEEZ内へのブイ設置を行っているが、政府はこの時も中国側に抗議すること以上の対応を行っていない。

EEZ内のブイは障害物で、漁業の安全操業や船舶航行の安全上支障があるだけでなく、海域への権益主張にもつながる行為であり、我が国の主権の侵害であり、領土、領海を守る上で看過できない深刻な事態である。日本政府は中国の一方的な現状変更への試みに対して、抗議や中国へ撤去を申し上げるだけでなく、直ちに我が国の手でブイを撤去すべきである。

よって本市議会は日本政府に対し尖閣諸島周辺EEZ内に中国が設置したブイを即時撤去し、我が国の領土領海を守る断固たる姿勢を示すことを求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年3月18日

石垣市議会

宛先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣、国土交通大臣、  
内閣官房長官